

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の制定について

条例施行日:平成23年10月1日

地域の活性化を図るため、市街化調整区域での住宅等の立地条件を緩和します。

① 住宅等の立地条件を緩和します。

- 市町村長の申出を受けて、緩和する土地の区域を、県が指定します。
- 指定した土地の区域内において、住宅などを建てるができるようになります。

② 地域振興のための工場、研究所の立地の推進を図ります。

- 市町村マスタープランに即して、市町村長が知事に申出た区域内において、工場・研究所を建てるができるようになります。

以下の市は、この条例の対象になりません

- ・指定都市:名古屋市
- ・中核市:豊橋市、岡崎市、豊田市
- ・特例市:一宮市、春日井市
- ・事務処理市:瀬戸市、半田市、豊川市、刈谷市、安城市、西尾市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市

